

「都道府県労働局における LAN 運用
及び保守に係る役務一式」
調達仕様書（案）

平成 20 年 2 月
厚生労働省

1. 調達件名	1
2. 作業の概要.....	1
2.1. 背景・目的	1
2.2. 用語の定義	2
2.3. 業務の概要	3
2.4. 作業スケジュール.....	6
2.5. 前提条件.....	7
2.6. 役務概要.....	8
2.6.1. 運用の概要	9
2.6.2. 保守の概要	9
2.6.3. 移行の概要	9
2.7. 運用保守の範囲	10
2.7.1. センタ的拠点と利用拠点の接続構成	10
2.7.2. 利用拠点におけるネットワーク構成	10
2.7.3. センタ的拠点及び監視センタにおけるネットワーク構成.....	11
2.8. 納入成果物	12
2.9. 発注者が参加表明業者へ提供する情報.....	14
3. 運用保守要件定義.....	16
3.1. 共通要件	16
3.2. 運用要件定義.....	17
3.2.1. 運用監視要件.....	17
3.2.2. データ管理要件	18
3.2.3. 運用施設・設備要件	18
3.3. 保守要件定義.....	19
4. 移行要件定義.....	21
4.1. 次期総務情報システム及び次期基準労災システムの導入に伴う移行要件	21
4.2. 次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムの導入に伴う 移行要件.....	23
4.3. 地方厚生局が同居する労働局における移行要件	24
4.4. 監督署又は安定所が同居する労働局における移行要件.....	25
5. テスト要件定義	26
6. 規模・性能要件	26
6.1. 規模要件.....	26
6.2. 性能要件.....	26
7. 信頼性等要件.....	27

7.1.	信頼性要件	27
7.2.	拡張性要件	27
7.3.	上位互換性要件	27
7.4.	システム中立性要件	27
7.5.	事業継続性要件	28
8.	情報セキュリティ要件	28
8.1.	権限要件	28
8.2.	情報セキュリティ対策	28
9.	情報システム稼動環境	29
9.1.	全体構成	29
9.2.	ネットワーク構成	29
10.	SLA（サービスレベル協定）	29
10.1.	都道府県労働局における LAN に対するサービスレベル協定	29
10.1.1.	SLA を評価するうえでの前提条件	29
10.1.2.	セキュリティ対策に関する SLA 項目	30
10.1.3.	運用保守に関する SLA 項目	32
10.2.	SLA 遵守に関する規定	35
10.2.1.	基本的な考え方	35
10.2.2.	SLA 評価時期	35
10.2.3.	SLA 達成度合いの指標	35
10.2.4.	SLA 達成度合い向上のための措置	36
10.2.5.	サービスレベルの達成が困難な状況が続く場合の措置	36
11.	作業の体制及び方法	37
11.1.	作業体制	37
11.2.	運用保守方法	41
11.3.	瑕疵担保責任	42
12.	特記事項	43
12.1.	契約条件	43
12.1.1.	契約期間	43
12.1.2.	支払方法	43
12.2.	再委託	43
12.3.	責任の所在	43
12.4.	著作権等	43
12.5.	秘密の保持	44
12.6.	遵守事項	44
12.7.	入札制限	45

12.8.	連絡先.....	45
13.	妥当性証明.....	45
14.	別紙.....	46
14.1.	都道府県労働局一覧.....	46
14.2.	機器要件.....	46
14.3.	管理対象機器一覧.....	46
14.4.	接続機器一覧.....	46

1. 調達件名

都道府県労働局における LAN 運用及び保守に係る役務一式

2. 作業の概要

2.1. 背景・目的

厚生労働省では、本省、都道府県労働局（以下「労働局」という。）、労働基準監督署（以下「監督署」という。）、公共職業安定所（以下「安定所」という。）等の各組織において、業務の効率化、国民等への情報提供の高度化を推進することを目的に、それぞれの業務に特化した業務系システムや電子メール等の情報系システムを平成 20 年度以降、順次整備する予定である。

これに併せて、これらのシステムを広範囲で使用するため、厚生労働省の各組織を広域ネットワークで統合する計画を進めており、厚生労働省ネットワーク(共通システム)（以下「統合ネットワーク」という。）として平成 20 年 4 月以降に各組織と順次接続される予定である。この統合ネットワークでは、各組織における共通サービス提供基準及び LAN 構築標準化基準を定めており、接続する各組織においては遵守する必要がある。

また、前述のとおり平成 20 年度以降に順次整備する、労働局総務情報システム（「雇用均等業務の業務・システム最適化計画」の実施により構築されるシステムを含む。以下「次期総務情報システム」という。）、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」の実施により構築されるシステム（以下「次期労働保険適用徴収システム」という。）、「監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画」及び「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」の実施により構築されるシステム（以下「次期基準労災システム」という。）、「職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画」の実施により構築されるシステム（以下「次期職業安定行政関係システム」という。）では、全国の各組織に導入する端末群から、統合ネットワークを介して本省に導入するサーバ群へアクセスする構成を基本方針としている。

これらの背景の下、厚生労働省の各組織のうち、労働局における、次期総務情報システム、次期労働保険適用徴収システム、次期基準労災システム及び次期職業安定行政関係システムの 4 システムと統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線（以下「労働局 LAN」という。）の導入は平成 19 年度中に完了し、平成 20 年度から順次利用を開始する予定である。この労働局 LAN は、各システムを利用する業務を支える通信基盤であり、安定的に稼働させることが必要不可欠となることから、LAN の運用及び保守の専門知識を有する業者を調達することにより、平成 20 年度以降における労働局 LAN の安定的な稼働が実現されることを本調達の目的としている。

2.2. 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義を、表 2.2-1 に示す。

表 2.2-1 用語の定義

用語	定義
組織	統合ネットワークに接続する厚生労働省の組織（本省、労働局、監督署、安定所等）のこと。
本省	組織のうち、厚生労働省の本庁舎及び分庁舎、厚生労働省（芝庁舎）内労働保険審査会事務室のこと。
センタ的拠点	各システムのサーバや労働局 LAN を運用監視するための装置等が設置される拠点のこと。
監視センタ	センタ的拠点へ専用線又は広域イーサネットサービス等を利用してアクセスし、稼働状況の監視及びログの解析等を実施するために受注者が用意する環境のこと。
利用拠点	各システムの端末等が設置される組織(本省、労働局、監督署、安定所等) のこと。
統合ネットワーク	センタ的拠点及び各利用拠点を結ぶ広域ネットワークのこと。正式には「厚生労働省ネットワーク（共通システム）」といい、その略称である。
統合ネットワークルータ	利用拠点及びセンタ的拠点に設置される統合ネットワークの WAN 機器のこと。
厚生労働省ネットワークシステム	中央合同庁舎 5 号館で稼働している厚生労働省本省の現行ネットワークシステム
導入	指定の場所への調達機器等の設置、配線及び設定を行い、稼働するための動作確認等が終了した上で、調達機器等を厚生労働省大臣官房地方課（以下「発注者」という。）へ引渡し可能な状態にすること。なお、各機器の接続状況については、各システムにより状況が異なることから、「4 移行要件定義」を参照のこと。
納入	納入物を発注者に納品すること。
L2 スイッチ	労働局の各フロアに原則として 1 台ずつ設置されているスイッチのこと。フロアに設置する SHUB からの接続を集約する役割を担う。
L3 スイッチ	労働局 LAN が統合ネットワークルータへ接続するために原則として労働局あたり 1 台ずつ設置されているスイッチのこと。労働局に設置した L2 スイッチからの接続を集約し、統合ネットワークルーティングする役割を担う。
スイッチ	労働局に設置されている L3 スイッチ、L2 スイッチの総称。

用語	定義
SHUB	端末やプリンタなどを直収するためのスイッチングハブの略称。なお、平成 19 年度に実施した労働局 LAN 導入調達においては、原則的な設計方針として「一つの SHUB には一システムの端末のみ接続され、複数システムの端末は混在しない」としていたが、労働局 LAN 導入業者の提案及び設計の結果として、「一つの SHUB には複数システムの端末が混在する」という方針に変更となっているため、留意すること。
管理対象機器	受注者が運用及び保守を実施する対象機器のこと。労働局に導入される各システムの端末及びプリンタ等と統合ネットワークルータの接続部分に係る LAN 機器及び回線が対象となる。管理対象機器の一覧については別紙 3「管理対象機器一覧」を、各システムの端末及びプリンタ等の一覧については別紙 4「接続機器一覧」を参照のこと。
運用監視装置	受注者が管理対象機器を運用監視するために利用する装置で、労働局 LAN 導入業者によりセンタ的拠点に設置されている。
閉庁日	休業日のこと。「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する日が休業日となる。
労働局 LAN 導入業者	平成 19 年度中に管理対象機器を導入する業者のこと。
統合ネットワーク担当者	統合ネットワークの導入及び運用保守の担当業者又は担当職員のこと。受注者が障害対応や保守作業を実施する際の統合ネットワーク側の連絡先となる。体制上の位置付け及び役割については、「11.1 作業体制」を参照すること。
各システム担当者	次期総務情報システム、次期労働保険適用徴収システム、次期基準労災システム及び次期職業安定行政関係システム（以下「各システム」という。）に携わる担当業者又は担当職員のこと。受注者が障害対応や保守作業を実施する際の各システム側の連絡先となる。体制上の位置付け及び役割については、「11.1 作業体制」を参照すること。
関係システム担当者	地方厚生局の LAN 担当者、監督署又は安定所の LAN 導入及び運用保守業者等（以下「関係システム」という。）の担当業者又は担当職員のこと。受注者が障害対応や保守作業を実施する際の関係システム側の連絡先となる。体制上の位置付け及び役割については、「11.1 作業体制」を参照すること。

2.3. 業務の概要

労働局の職員は、労働局 LAN に接続する各システム（次期総務情報システム、次期労働保険適用徴収システム、次期基準労災システム及び次期職業安定行政関係システム）を利

用して担当する業務を行う。各システム固有の端末、OCR 及びプリンタ等の機器は、労働局 LAN に接続し、統合ネットワークを経由して、サーバ機器が設置されるセンタ拠点と通信する。

労働局 LAN に接続する各システムを用いて、以下の業務が行われる。

<次期総務情報システムを利用した業務>

都道府県労働局総務部（労働保険適用徴収関係部課室を除く。）において、各労働局の機構・定員・人事・会計等の管理事務を含む総合調整を行っており、これらの業務を支援するため、平成 16 年度より労働局総務情報システムを運用している。

また、雇用均等業務は、都道府県労働局雇用均等室において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等に基づき、労働者や事業主の相談対応や指導等を行っており、これらの業務を支援するため、平成 11 年度から雇用均等行政情報システムを運用するとともに、平成 17 年度より労働局総務情報システムに統合している。

なお、労働局総務情報システムは、平成 20 年の 6 月頃に更改を行う予定であり、その段階より労働局 LAN の利用が開始される予定である。

<労働保険適用徴収業務>

労働保険適用徴収業務は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関する業務を行っている。

労働保険適用徴収業務においては、労働保険料の申告や納付に係る事務や労働保険料の収納に係る事務等のために大量のデータを処理しており、特に毎年 4 月 1 日から 5 月 20 日まで（平成 21 年度より申告期間は 6 月 1 日から 7 月 10 日までに変更される予定）を労働保険料の概算・確定保険料の申告期間としていることから、この期間に毎年約 160 万件の申告書が提出されている。

当該業務を支援するため、労働保険適用徴収システムは、昭和 47 年より運用しており、平成 15 年 10 月からは電子申請・届出に対応し、平成 16 年 1 月からは労働保険料の電子納付へ対応しているところであるが、最適化計画により更改を行う予定であり、これにあわせて労働局 LAN の利用を開始する予定となっている。

最適化計画の詳細については、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html>) を参考にすること。

<監督・安全衛生等業務及び労災保険給付業務>

(1) 監督・安全衛生等業務の概要

ア. 監督関係業務

労働基準監督制度に基づき、事業場等に対し労働基準法第 101 条第 1 項などに基づく臨

検監督（以下、「臨検監督」という。）を実施し、労働基準関係法令違反が認められた場合には事業主等にその改善を求め、危険性の高い機械・設備等についてはその場で使用停止などを命じる行政処分を行い、重大・悪質な場合は司法処分を行う業務である。

平成 16 年中に事業場に赴き臨検監督を実施した件数は、年間約 16 万 6 千件、司法処分を行い地方検察庁に送検した件数は、年間約 1300 件である。

イ. 安全衛生関係業務

労働災害防止計画を定め、死亡災害の撲滅、労働災害の減少を図るほか、業務と過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の減少を図り、重大な労働災害が発生した場合は、災害調査を実施し、その原因究明と再発防止についての必要な指導を行う業務である。

ウ. 賃金関係業務

最低賃金額の決定及び履行確保を行う業務である。

(2) 労災保険給付業務の概要

労災保険給付関係業務は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護に寄与するために行う業務である。

労働者災害補償保険制度に基づく労災保険給付業務に係る処理件数は、平成 15 年度においては年間 898 万件を超えており、毎年ほぼ横ばいで推移しているところである。

具体的には、①一時金等及び年金の労災保険給付業務に係る業務（審査請求を含む。）の請求は約 687 万件、②第三者行為災害における求償等及び特別加入の承認等に係る業務の申請は約 155 万件、③義肢等の支給及びアフターケア等の労働福祉事業に係る業務の請求は約 56 万件となっている。さらに、④給付統計に係る統計処理は年間約 400 回、メリット制に係る業務の請求は約 14 万件となっている。

また、被災労働者及び指定医療機関等からの問い合わせ等に対し行う、給付履歴状況等の情報検索の件数は、年間 86 万件を超えている。

以上の業務を現在、労働基準行政情報システム及び労災行政情報管理システムとして運用しているが、最適化計画に則り次期基準労災システムへの更改を予定している。

最適化計画の詳細については、「監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-3.html>)及び「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-4.html>)を参考にすること。

<職業安定行政関係業務>

雇用のミスマッチを解消し、人々の意欲と能力が活かされる社会の実現を目指して、本

省職業安定局、47 の都道府県労働局、約 600 の公共職業安定所及び約 300 の付属施設において、以下に示す (1) から (4) の業務が行われている。

- (1) 職業安定法に基づき求人・求職申込の受理、職業相談・職業紹介等を行う職業紹介業務（平成 16 年度実績は、新規求人数：約 936 万人、新規求職申込件数：約 693 万件、安定所紹介による就職件数：約 213 万人）
- (2) 雇用保険法に基づき被保険者資格取得・喪失の確認、失業の認定、給付等を行う雇用保険業務（平成 16 年度実績は、被保険者資格取得者：約 723 万人、被保険者資格喪失者：約 641 万人、被保険者総数：約 3386 万人）
- (3) 雇用対策法等に基づき各種助成金の申請受理・審査・支給、雇用情報の提供、雇用管理改善指導等を行う雇用対策業務（支給実績は助成金の種類によって異なるが、件数の多い特定求職者雇用開発助成金では、平成 16 年度実績で約 10 万件）
- (4) 職業安定法及び労働者派遣法に基づき国以外の者が行う職業紹介事業、労働者派遣事業等の監督（許可、指導、助言、報告受理等）を行う労働力需給調整事業業務（平成 16 年度実績は、職業紹介事業許可・届出事業所数：約 9 千、労働者派遣事業許可・届出事業所数：約 3 万）

これらの業務は、総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム、職業安定行政システム等を活用して行われており、最適化計画に基づき次期職業安定行政関係システムへ更改され、労働局 LAN の利用が開始される予定となっている。

最適化計画の詳細については、「職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-8.html>) を参考にすること。

2.4. 作業スケジュール

本調達における作業内容を理解する上で必要となる、関連するシステムの導入展開スケジュール、及び本調達における役務の作業のスケジュールの概要を図 2.4-1 に示す。

労働局 LAN の導入作業は平成 19 年度に行われており（図中 (A)）、受注者は役務開始の段階で導入された状態を引き継ぐこととなる。しかしながら、労働局 LAN が導入された平成 19 年度末の段階では各システムの端末等の設置及び各利用拠点における統合ネットワークの導入はまだ行われていない状態であるため、平成 20 年度以降、各システムの端末等の設置スケジュール（図中 (B)）に合わせて各システムの端末等との接続、及び統合ネットワークの各利用拠点への導入スケジュール（図中 (C)）に合わせて統合ネットワーク機器との接続を行う必要がある。（詳細は「2.5 前提条件」及び「2.6.3 移行の概要」を参照すること。）

また、各システムにより労働局 LAN の利用が開始された利用拠点に関しては、監視等の運用業務及びレイアウト変更の依頼や機器故障等に対応する保守業務を行うことが求められる（役務の概要に関しては「2.6 役務概要」を参照すること）。

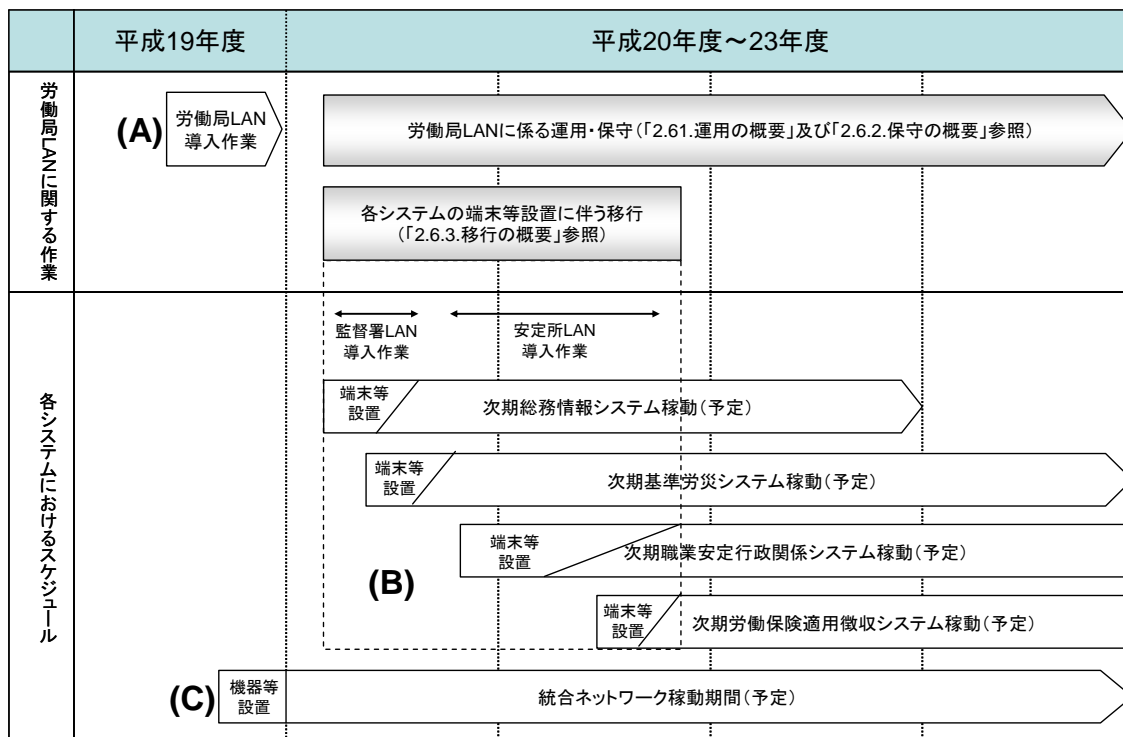


図 2.4-1 全体スケジュール

2.5. 前提条件

平成19年度の労働局LAN導入作業は、受注者が本調達における役務を行う上で重要な前提事項となるため、十分に確認した上で応札されたい。平成19年度労働局LAN導入作業の詳細は、「都道府県労働局LAN導入に係る調達仕様書（平成19年11月厚生労働省）」を参照のこと。（<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/pdf/kankeibunsho-03.pdf>）

以下に平成19年度労働局LAN導入作業の内容のうち、受注者が特に留意すべき事項を示す。

- (1) 労働局において、各システムが統合ネットワークに接続するために必要なネットワーク機器及びケーブルは、労働局LAN導入業者によって納入されている。
- (2) 平成20年度に稼働予定である次期総務情報システム及び次期基準労災システムが接続するネットワーク機器については、設計及び設定を行った上で、最終設置場所に設置されネットワーク機器間の結線もされている。設置状況概要を図2.5-1に図示する。

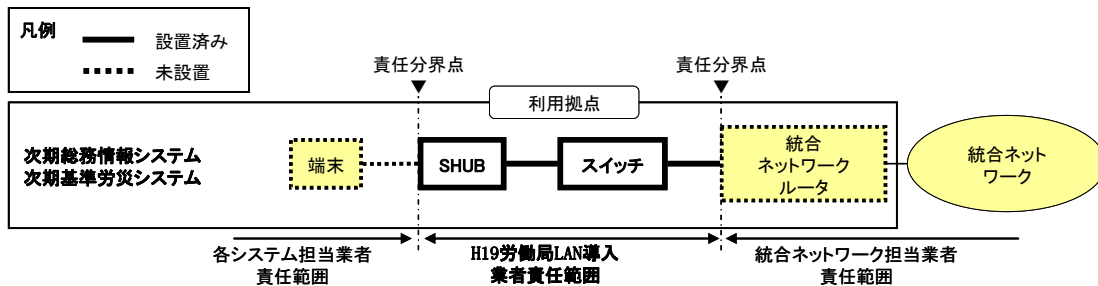


図 2.5-1 次期総務情報システム及び次期基準労災システムに係る
LAN 機器の設置状況概要図

(3) 平成 20 年度末以降に稼動予定である次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムが接続するネットワーク機器は、最終設置場所に設置されておらず、発注者が保管している。設置状況概要を図 2.5-2 に図示する。

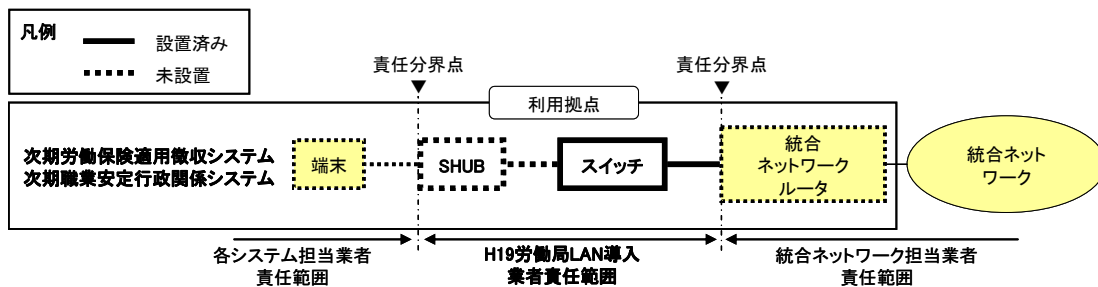


図 2.5-2 次期労災保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムに係る
LAN 機器の設置状況概要図

- (4) 平成 19 年度の労働局 LAN 導入作業の時期には、統合ネットワークルータが設置完了していないため、労働局 LAN と統合ネットワークルータとの接続及び疎通確認作業は行っていない。
- (5) 平成 19 年度の労働局 LAN 導入作業の時期には、各システムの端末は設置されていないため、労働局 LAN と端末機器との接続および疎通確認作業は行っていない。
- (6) 稼動監視およびログ監視に必要な運用管理装置はセンタ的拠点に設置され、労働局 LAN 導入業者の運用設計に基づき設定作業がされている。
- (7) 労働局 LAN 導入業者は、平成 20 年度以降の運用保守作業に必要な文書（基本設計書、詳細設計書及び利用拠点レイアウト等）を発注者に納品している。
- (8) 労働局 LAN 導入業者に対しては、納入した物品に対して、1 年間（平成 21 年 3 月末まで）の瑕疵担保責任を課している。

2.6. 役務概要

労働局 LAN に係る運用及び保守等に関する作業を行うこと。受注者は、平成 23 年度末

まで定常的な役務として運用及び保守を実施し、各システムが順次端末などを設置する時期に合わせ、労働局 LAN における移行を適宜実施すること。運用、保守及び移行に係る役務の概要を以下に示す。

なお、平成 19 年度に調達した労働局 LAN 導入業者が、「6 規模・性能要件」、「7 信頼性等要件」、「8 情報セキュリティ要件」及び「9 情報システム稼動環境」に示す要件の下で労働局 LAN を平成 19 年度中に導入しているため、受注者においても同様にこれら要件を踏まえて、運用及び保守等の本役務を遂行すること。

2.6.1. 運用の概要

- (1) 労働局 LAN の稼動状況について運用監視装置を使って監視すること。
- (2) 管理対象機器から出力されるログを解析し、障害発生の予兆が無いか確認すること。
- (3) 受注者は監視センタを用意した上で、専用線又は広域イーサネットサービス等を利用してセンタ的拠点までアクセスし、稼動状況の監視及びログの解析等を実施すること。
- (4) 障害発生の予兆又は発生が予想される不具合があれば、速やかに予防措置を講ずること。
- (5) 管理対象機器の設定情報や各種ログが機器故障等で消失しないよう必要なバックアップを行うこと。
- (6) その他詳細については、「3.2 運用要件定義」を参照のこと。

2.6.2. 保守の概要

- (1) 管理対象機器に異常が発生した場合は復旧作業を行うこと。
- (2) 障害発生時等に必要な場合は現地へ駆けつけ、原因の切り分けを実施すること。
- (3) 管理対象機器に異常があれば、部品交換及び機器交換等の復旧対応を実施し、正常に稼動するよう復旧すること。
- (4) 「10 SLA (サービスレベル協定)」に定める SLA を遵守すること。
- (5) 労働局内におけるフロアレイアウトの変更に伴う LAN の移設に対応すること。
- (6) 平成 20 年度末以降に稼動予定である次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムが接続するネットワーク機器を保管すること。
- (7) その他詳細については、「3.3 保守要件定義」を参照のこと。
- (8) 個々の保守作業が完了する都度、正常に稼動していることを確認するための疎通確認テストを実施すること。
- (9) テストについては、「5 テスト要件定義」を参照すること。

2.6.3. 移行の概要

- (1) 労働局 LAN の管理対象機器を統合ネットワークへ接続する作業を実施すること。作

業にあたっては、万が一にも手順等に問題があつて障害が発生すれば、統合ネットワークに接続する多数のシステムに影響を与える可能性があるため、作業手順及び確認手順の策定並びに作業の実施にあたっては慎重に対応すること。

- (2) 平成 20 年度に別途調達する業者が実施する次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムの端末等を接続するための LAN を敷設する際に必要な接続作業及び技術的支援を実施すること。
- (3) 各システムが労働局 LAN の管理対象機器へ接続し統合ネットワークへ接続する際に必要な接続作業及び技術的支援を実施すること。
- (4) その他詳細については、「4 移行要件定義」を参照のこと。
- (5) 個々の移行作業が完了する都度、正常に稼動していることを確認するための疎通確認テストを実施すること。
- (6) テストについては、「5 テスト要件定義」を参照すること。

2.7. 運用保守の範囲

本役務における運用保守の範囲を、センタ的拠点と利用拠点の接続構成、利用拠点におけるネットワーク構成及びセンタ的拠点におけるネットワーク構成の観点で、以下に示す。

2.7.1. センタ的拠点と利用拠点の接続構成

本調達の役務における管理対象機器が設置されている拠点の範囲を、図 2.7-1 における太実線で示す。

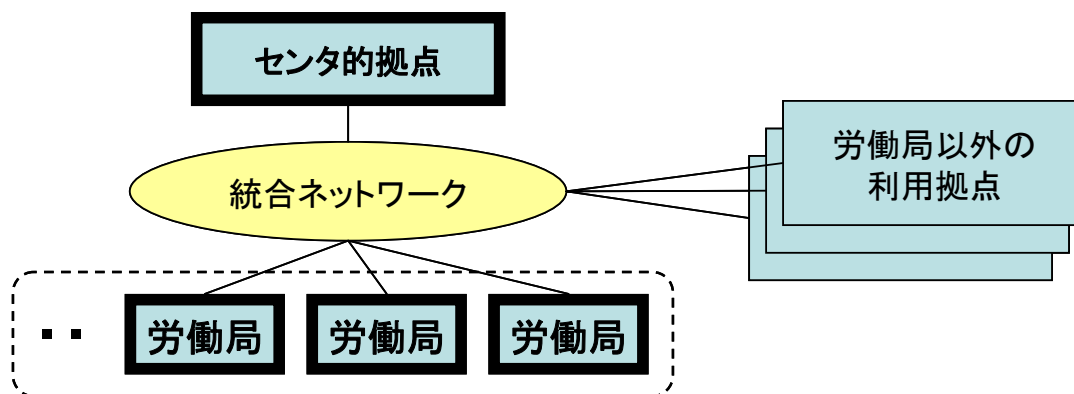


図 2.7-1 センタ的拠点と利用拠点の接続構成

2.7.2. 利用拠点におけるネットワーク構成

利用拠点内のネットワーク構成における受注者の責任範囲を図 2.7-2 の太実線で示す。受注者の責任範囲は、統合ネットワークルータに接続するケーブルから、労働局に設置された各システムの端末やプリンタ等が接続する SHUB までとなる。ただし、地方厚生局や監督署、安定所と同一建物に同居する労働局においては、受注者が管理するスイッチに労

働局以外の利用拠点のLAN機器が接続されることとなり、発生する役務が複雑となるため、詳細については「4 移行要件定義」を参照し十分に対応内容を確認すること。

また、各利用拠点の詳細な運用保守範囲については、参加表明業者へ別途提供する「利用拠点レイアウト」を参照し、最終確認すること。

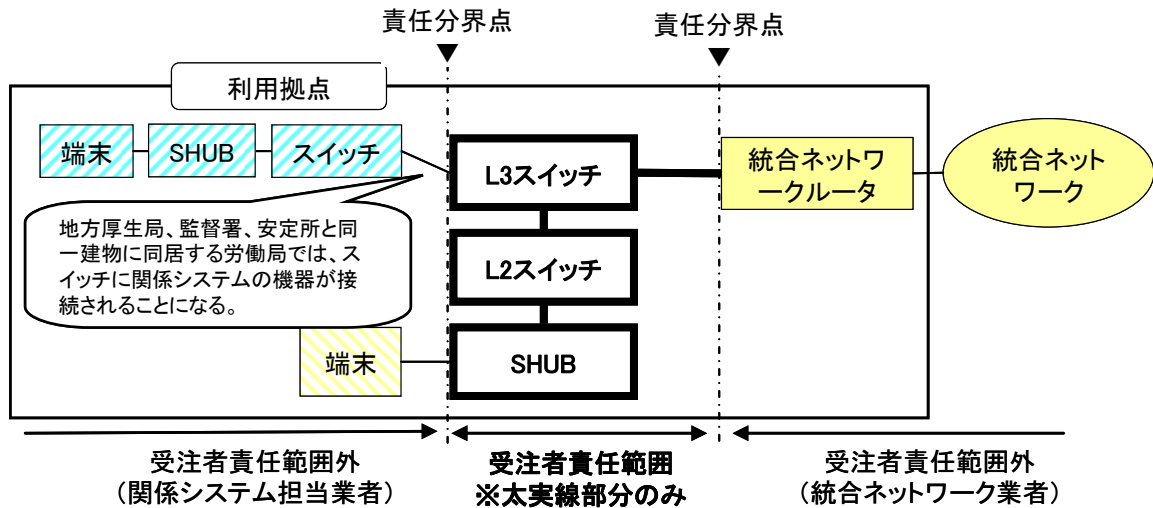


図 2.7-2 利用拠点における関係システム担当者との責任分界点

2.7.3. センタ的拠点及び監視センタにおけるネットワーク構成

センタ的拠点及び監視センタにおけるネットワーク構成の観点で受注者の責任範囲を図示すると、図 2.7-3 における太実線のとおり、発注者にて用意するスイッチに接続するケーブルから、運用監視端末までとなる。監視センタは運用を実施する担当者が常駐する場所として受注者が確保し、センタ的拠点への WAN 及び必要な WAN 装置も併せて準備すること。監視センタの詳細な要件については、「3.2.3 運用施設・設備要件」を参照すること。センタ的拠点の詳細なフロアレイアウトについては、参加表明業者へ別途提供する「センタ的拠点レイアウト」を参照し、最終確認すること。

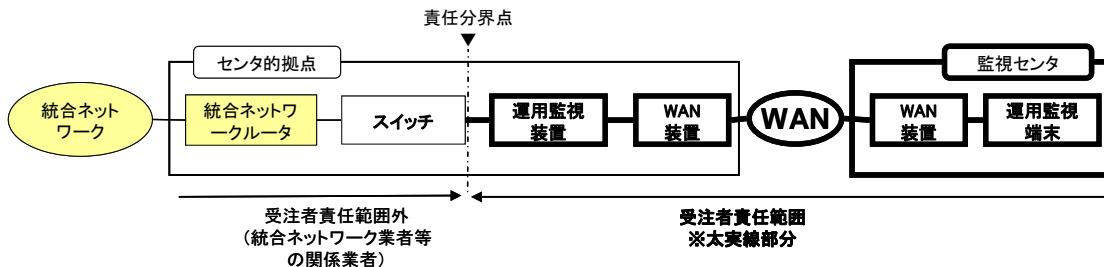


図 2.7-3 センタ的拠点における関係システム担当者との責任分界点

2.8. 納入成果物

(1) 納入成果物及び納入期限

納入文書を表 2.8-1 に示す。なお、本調達はソフトウェア開発を目的としたものではないが、発注者と受注者の認識の齟齬をなくす目的で、納入文書と関係する SLCP-JCF98 のアクティビティについても記載する。

表 2.8-1 納入成果物及び納入期限

項番	納入物	納入期限	説明
1	運用保守計画書	契約締結後、10 営業日以内。	セキュリティ管理方法、スケジュール表、プロジェクト体制表、保守拠点一覧、プロジェクト推進上必要な各種規則等のドキュメント。また、本役務を実行する上で必要な、各システム、関係システムとの調整内容、調整方法等についても記述。 ＜SLCP-JCF98 のアクティビティ＞ ・ 1.6.1 プロセス開始の準備
2	品質管理表		各種要件を満たしていることを保証する品質確保・維持に関するドキュメント。 ＜SLCP-JCF98 のアクティビティ＞ ・ 1.2.5 実行及び管理
3	課題管理表		プロジェクト遂行上、様々な局面で発生する課題について、課題内容、対応状況、対応結果等を管理するドキュメント。 ＜SLCP-JCF98 のアクティビティ＞ ・ 1.2.5 実行及び管理
4	運用設計書	平成 20 年 6 月末まで。	運用時の手順書等、運用及び保守を実施するために必要となる情報を整理したもの。 ＜SLCP-JCF98 のアクティビティ＞ ・ 1.5.1 プロセス開始の準備 ・ 1.6.1 プロセス開始の準備
5	運用報告書	契約期間中の四半期ごととし、詳細な月日は発注者と協議の上で決定すること。	報告項目は、各システム担当者からの問合せ状況、インシデント発生状況、運用作業予定等。 ＜SLCP-JCF98 のアクティビティ＞ ・ 1.5.6 システム運用の評価

項番	納入物	納入期限	説明
6	保守報告書	契約期間中の四半期ごととし、詳細な月日は発注者と協議の上で決定すること。	保守業務における保守・点検、障害状況、SLA 遵守状況等の結果報告ドキュメント。 <SLCP-JCF98 のアクティビティ> ・ 1.6.3 修正の実施
7	作業実施報告書	「3 運用保守要件定義」及び「4 移行要件定義」に記載されている作業の都度、速やかに納入すること。	移行及び保守作業の実施結果に加え、その過程で実施した動作確認等のテスト結果も含めた報告書。 <SLCP-JCF98 のアクティビティ> ・ 1.6.3 修正の実施
8	各種仕様書/手順書/バックアップ (追加・更新したもの)	労働局 LAN 又は構成する機器に対する追加・更新が発生した都度、速やかに納入すること。	基本設計書、詳細設計書、設置レイアウト図及び運用時の手順書等の発注者が受注者へ提示する資料。 <SLCP-JCF98 のアクティビティ> ・ 1.6.3 修正の実施

(2) 納入方法

- ア. 表 2.8-1 に示す納入成果物は紙及び磁気媒体等 (CD-R、MO 等) により、日本語で納入すること。
- イ. 紙のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番縦書き・横書きを使用することができる。また、バージョンアップ時等の差し替えが可能なようにバインダー方式とし、差し替え作業は受注者によって行う。ただし、発注者が別に形式を指定した場合は、この限りではない。
- ウ. 磁気媒体等に保存する形式は、PDF あるいは Microsoft Office2003 で扱える形式とする。ただし、発注者が別に形式を指定した場合は、この限りではない。
- エ. 紙及び磁気媒体については、2 部ずつ用意すること。ただし、発注者が別に部数を指定した場合は、この限りではない。

(3) 納入場所

厚生労働省大臣官房地方課とする。ただし、発注者が別途場所を指定する場合がある。

(4) 納入完了後の納入物の修正

受注者は、契約期間中において、納入したドキュメントに修正の必要が発生した場合は、原則として修正後の全編を、当該時点から 10 営業日以内に提出すること。なお、すでに納入したものであっても、紙については更新履歴と修正ページを、磁気媒体等については修正後の全編を速やかに提出すること。

(5) 検収方法

納入物の納入完了後に発注者による検収を行う。検収の結果、全部または一部を不合格とされる場合は、受注者は修正版を発注者の指定した日時までに納入すること。

2.9. 発注者が参加表明業者へ提供する情報

本仕様書のほかに、応札者（参加表明業者）に対して守秘義務の遵守に関する誓約書の取り交わしを行ったうえ、表 2.9-1 の資料及び情報を提供する。また、応札者が希望する場合、運用保守対象の労働局における LAN 導入状況を確認するために、発注者が指定する労働局への現地調査を許可する。

表 2.9-1 提供情報一覧

項番	提供資料名	概要	提供方法
1	都道府県労働局一覧	運用保守対象の拠点名と所在地の一覧。	本仕様書の別紙 1
2	機器要件	平成 19 年度に管理対象機器を調達した際の機器要件。受注者が追加で機器を購入する場合も当資料の要件を満たすことが要求される。	本仕様書の別紙 2
3	管理対象機器一覧	受注者が運用保守する機器の一覧。	本仕様書の別紙 3
4	接続機器一覧	管理対象機器に接続する各システムの端末、プリンタ及び OCR 等の一覧。 (平成 20 年 1 月現在に想定される内容を記載したもの。)	本仕様書の別紙 4
5	基本設計書	設計方針を設計書として整理したドキュメント。	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供

項番	提供資料名	概要	提供方法
6	利用拠点レイアウト	管理対象機器に接続する各システムの機器の設置場所及びフロアの形状等について図示したもの。	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供 (受注者には納入成果物である設置レイアウト図を作成する際のもととなる資料として、当資料を別途電子ファイルで提供する。)
7	センタ的拠点レイアウト	運用監視装置の設置場所及びフロアの形状等について図示したもの。	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供
8	管理対象文書一覧	受注者が管理する各種仕様書や手順書の一覧。各文書は労働局 LAN 導入業者により平成 19 年度中に作成される。	参加表明業者に対して閲覧資料として紙媒体で提供
9	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第2版)	厚生労働省情報セキュリティポリシーが準拠している政府の統一基準。	下記 URL から閲覧が可能。 http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/k303-071.pdf

3. 運用保守要件定義

3.1. 共通要件

- (1) 受注者は必要に応じて、事前に労働局への現地調査を実施し、役務の遂行に支障が無いことを確認すること。現地調査の実施にあたっては、発注者と日程などの事前調整を実施すること。
- (2) 労働局 LAN の基本設計書及び詳細設計書を事前に確認し、不明な点は発注者又は労働局 LAN 導入業者と協議の上で必ず明確にし、運用及び保守の妨げとならないようにすること。
- (3) 「運用保守計画書」を提出し、発注者の承認を得ること。計画にあたって、利用拠点担当者、各システム及び関係システムの担当者と作業日程及び作業内容等について調整が必要であれば、発注者に情報を提示したうえで調整をすること。
- (4) 品質評価対象に対して評価観点毎に計画と目標、実績を整理し、一定の品質を確保できている事を「品質管理表」にて管理すること。
- (5) 本役務を実行する上で発生する課題について、課題内容、対応状況、対応策、対応結果等を「課題管理表」にて管理すること。
- (6) 受注者の作業全体について「品質管理表」「課題管理表」等を用いて状況を管理し、発注者へ定期的に報告すること。実施方法については、発注者の指示に従うこと。
- (7) 「3.2 運用要件定義」及び「3.3 保守要件定義」で示す運用及び保守を実現するための運用設計を行い、「運用設計書」を提出すること。
- (8) 受注者が管理する各種仕様書や手順書について、本役務の実施に伴う修正は随時実施し、その内容について発注者の承認を得ること。受注者が管理する各種仕様書や手順書は参加表明業者へ別途提示する「管理対象文書一覧」を参照のこと。
- (9) 管理対象機器の運用及び保守については、受注者と発注者との間で SLA (Service Level Agreement) を締結する。サービスレベル評価項目と要求水準については、「10 SLA (サービスレベル協定)」を参照のこと。
- (10) 四半期に一度、SLA 項目における達成状況を報告すること。なお、報告時には、報告内容を裏付ける資料の添付を必須とする。
- (11) 発注者から運用もしくは保守に関する会議への出席を求められた場合は対応すること。
- (12) 本仕様書に明示されていない事項で、新たな対応が必要となった作業については、発注者と協議の上、実施すること。

3.2. 運用要件定義

受注者は、事前に作成する運用設計書に従って運用を実施すること。なお、本調達ソフトウェア開発を目的としたものではないが、役務を実施するにあたって、発注者と応札者の認識の齟齬をなくす目的で、運用要件として求める内容と SLCP-JCF98 における関係する章を参考のため以下に示す。

- ・ 1.5.1 プロセス開始の準備
- ・ 1.5.4 システム運用
- ・ 1.5.6 システム運用の評価

3.2.1. 運用監視要件

- (1) 発注者側で用意する LAN 機器監視装置を利用し、管理対象機器の稼動監視を 24 時間 365 日行うこと。ただし、監視により異常を検知した場合の報告は、「10 SLA (サービスレベル協定)」で定める保守サービス提供時間内に行うこと。
- (2) 導入されている LAN 機器ログ管理装置を利用し、機器から出力されるログの蓄積や解析を実施すること。
- (3) 定期的に蓄積したログを解析し、異常の前兆等が無いかを検査すること。
- (4) 異常を検知した場合、過去のログを参照することで、異常発生の経緯を把握し、迅速に復旧すること。
- (5) 異常を検知した場合、発注者及び各システム担当者に報告すること。また、管理対象機器に問題がないことを確認すること。
- (6) 統合ネットワーク担当者、各システム担当者又は関係システム担当者から障害等の連絡を受けた場合、労働局 LAN 側の障害有無を確認した上で原因を切り分け、発注者並びに統合ネットワーク担当者、各システム担当者又は関係システム担当者に報告すること。体制上の位置付け及び役割については、「11.1 作業体制」を参照すること。
- (7) 管理対象機器の障害が復旧した場合、発注者及び各システム担当者に報告すること。
- (8) 発注者が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、厚生労働省情報セキュリティポリシーを遵守し、万全のセキュリティ対策を実施すること。
- (9) 脆弱性の公表やコンピュータウィルス／ワームが公表された場合、発注者に報告すること。
- (10) 緊急に対応が必要な不具合及び脆弱性対策プログラム等については、パッチ及び最新アップデートを製造元から取得後、発注者にスケジュール等を確認した後に適用すること。
- (11) 運用に関わる作業の結果は「運用報告書」に取りまとめ、定期的に報告すること。

3.2.2. データ管理要件

- (1) 労働局 LAN 又は構成する機器について、ネットワークの構成変更、設定変更及びファームウェアのバージョンアップ等が発生した都度、管理対象機器のうちバックアップ取得対象機器や稼動に必要な設定やデータを取得可能な機器について、その稼動に必要な設定やデータのバックアップを取得すること。

3.2.3. 運用施設・設備要件

- (1) 運用監視作業の実施にあたり、受注者は運用保守を遠隔で実施するために常駐する場所として監視センタを設置して、専用線又は広域イーサネットサービス等を利用してセンタ的拠点までアクセスし、運用監視作業を実施すること。
- (2) 監視センタから監視するためのルータやスイッチ等のネットワーク機器及び専用線や広域イーサネットサービス等の回線を準備すること。
- (3) 監視センタにおいて、発注者や各システム担当者から連絡できる回線を最低 1 回線以上用意すること。
- (4) 受注者の役務に必要な設備、機器及び回線については、受注者側で用意すること。
- (5) 監視センタが設置される建物は、関係者以外が立ち入れないような防犯対策がなされていること。
- (6) 監視センタが設置される建物では、入館者（関係者も含め）の入退室管理を実施し、当省からの要求に応じてその記録を提示できること。
- (7) 発注者に加えて、発注者が了承する各システム担当者及び関係システム担当者については、必要に応じて監視センタへの入館、監視センタ内での作業が許可されること。
- (8) 監視センタが設置される建物は、落雷の被害を受けない対策がなされていること。
- (9) 電源系統の事故や電気設備自体の障害により、電源の瞬断、瞬間的な電圧低下、電圧変動、周波数変動、停電となった場合でも、無停電で良質な電力を供給でき、労働局 LAN の運用に影響がないよう、十分な電源対策がなされていること。
- (10) 建築物及び設備施設に対して建築基準法に準拠にする十分な耐震性能を確保することにより、地震等の自然災害に備えていること。
- (11) 24 時間 365 日、監視センタ内に常駐体制がとれること。また、障害等緊急時には連絡／対応体制がとれること。
- (12) 監視センタにおいて、運用監視装置の画面が参照できること。ただし、監視センタから運用監視装置の編集が不可能な構成とすること。
- (13) 監視センタから厚生労働省ネットワークシステム及び統合ネットワークに対しては、直接通信が不可能となるネットワーク構成とすること。
- (14) 監視センタにおいては、受注者の業務用ネットワークとは隔離した上で、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第 2 版）」に準じたセキュリティ対策を行うこと。

- (15) 監視センタは、JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) 認証を取得している設備であること。

3.3. 保守要件定義

受注者は、事前に作成する運用設計書に従って保守を実施すること。なお、本調達はソフトウェア開発を目的としたものではないが、役務を実施するにあたって、発注者と応札者の認識の齟齬をなくす目的で、保守要件として求める内容と SLCP-JCF98 における関係する章を参考のため以下に示す。

- ・ 1.6.1 プロセス開始の準備
 - ・ 1.6.3 修正の実施
 - ・ 1.6.4 保守レビュー及び受入れ
- (1) 「10 SLA (サービスレベル協定)」で定める保守サービス提供時間内は、ネットワーク障害に対してオンサイト対応（技術者派遣による現地での障害機器／部品の予備機器への交換、正常復帰確認作業、報告）を行うこと。
 - (2) 受注者が労働局で作業を行う際は、利用拠点の担当者、各システム担当者又は関係システム担当者として作業日程及び作業内容等について、事前に確認及び調整すること。
 - (3) 受注者が労働局で作業を行う際は、利用拠点の担当者に対し作業開始及び作業終了の報告を行うこと。
 - (4) 利用拠点の担当者から受注者の作業について指示がある場合、受注者はこれに従うこと。なお、受注者の作業に支障がある指示を受けた場合は、発注者と協議の上で作業内容を見直すこと。
 - (5) 障害の原因の調査にあたっては、各システム担当者及び関係システム担当業者と協力して実施すること。また、発注者あるいは各システム担当者の指示により、システムログ及びシステム設定情報等の解析及び提供を行うこと。
 - (6) 調査の結果、管理対象機器に障害があったことが判明した場合は、障害内容の確認を行い、障害復旧作業を実施すること。
 - (7) 契約期間中に発生した管理対象機器の不具合に対する復旧は、受注者が行うこと。また、障害機器又は部品を交換する場合は、別紙 2「機器要件」に示す要件に準ずること。ただし、発生した不具合が労働局 LAN 導入業者の瑕疵に当たる場合は、労働局 LAN 導入業者が障害のある機器又は部品を交換、修理又は修復することとなっているため、受注者は労働局 LAN 導入業者と協力して不具合を復旧すること。なお、労働局 LAN 導入業者による瑕疵担保期間は平成 21 年 3 月末日までである。
 - (8) 受注者は管理対象機器の下で各システムが正常に動作しない場合には、関係する業者と協議の上、その結果を発注者に報告するとともに、問題解決に向けた支援を行うこと。
 - (9) 受注者は、発注者の要請に応じ、環境設定の変更に係わる設計や設定の変更作業及

び作業立会を含む支援作業を実施すること。なお、受注者は、各利用拠点にて現地調査を実施することで、発注者の要請どおりに支援作業が実施可能か最終確認を行うこと。確認結果に問題がある場合は、発注者の指示を仰ぐこと。

- (10) 受注者は、発注者の要請に応じ、労働局における端末等の移設及び増設等のフロアレイアウト変更に対応して、労働局LANのレイアウト変更を実施すること。その際に、LANケーブルを交換する必要がある場合は、別紙2「機器要件」に示す要件に準ずること。なお、本調達における労働局LANのレイアウト変更とは、統合ネットワークルータの移設を伴わないものを対象としている。庁舎移転等、統合ネットワークルータの移設を伴うものについては、別途調達を行う予定である。この際、別途調達した業者により新たに導入された機器やケーブルについても、受注者が運用保守を行うこととする。
- (11) 平成20年度末以降に稼動予定である次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムの端末等が接続するネットワーク機器は、平成19年度に調達した労働局LAN導入業者が納入し、発注者が一時的に保管しているため、これらを引き取り安全に保管すること。保管期間は、平成20年末頃までを予定しているが、詳細は発注者と調整すること。また、保管対象機器の内容は、別紙3「管理対象機器一覧」を参照すること。
- (12) 本役務に伴い、「2.9 発注者が参加表明業者へ提供する情報 項番8 管理対象文書一覧」にて示す文書に修正が発生する場合は、適宜修正すること。
- (13) 保守に関わる作業を行った際には、作業完了毎に、速やかに「作業実施報告書」を作成し、発注者の承認を得ること。

4. 移行要件定義

本調達における移行とは、労働局 LAN 機器が統合ネットワークへ接続すること並びに各システム及び関係システムの端末等が労働局 LAN 機器に接続することである。移行にあたっては、万が一にも手順等に問題があつて障害が発生すれば、統合ネットワークに接続する多数のシステムに影響を与える可能性があるため、作業手順及び確認手順の策定並びに作業の実施にあたっては慎重に対応すること。

統合ネットワークへの接続にあたり必要な情報は、統合ネットワーク業者が作成した接続仕様書、移行実施計画書及び移行手順書として受注者へ提示するので参考にすること。受注者は「5 テスト要件定義」に示したテストを実施することにより、その移行が確実に完了した事を確認すること。

また、各システムの移行時期はそれぞれ異なるため、移行が行われる都度、受注者は立会いや設定変更等の作業を実施し、「作業実施報告書」を発注者へ提出すること。

労働局における受注者の作業は、閉庁日の実施を基本とする。ただし、機械室及び縦配管における作業等、労働局の業務に支障をきたさない作業については、開庁日の作業を可能とするが、その際は発注者の事前承認を得た上で、十分に配慮し作業を実施すること。

受注者が対応すべき移行の詳細については、背景及び対応時期を併せて「4.1 次期総務情報システム及び次期基準労災システムの導入に伴う移行要件」から「4.4 監督署又は安定所が同居する労働局における移行要件」に示す。

なお、本調達はソフトウェア開発を目的としたものではないが、発注者と応札者の認識の齟齬をなくす目的で、作業実施報告書に求める記述内容と SLCP-JCF98 における関係する章を以下に示すため、参考にすること。

- ・ 1.5.3 業務及びシステムの移行
- ・ 1.6.5 移行

4.1. 次期総務情報システム及び次期基準労災システムの導入に伴う移行要件

(1) 背景

図 4.1-1 に太実線で示す LAN 機器及びケーブルは、平成 19 年度中に労働局 LAN 導入業者が動作確認を実施した上で各労働局に設置している。ただし、労働局 LAN 導入業者が導入作業を行っている時期は、統合ネットワークや各システムの端末機器等は導入されていないため、これらと管理対象機器は接続されていない状態である。従って、管理対象機器を最初に利用することになる次期総務情報システムの移行が行われる前に、L3 スイッチに接続されたケーブルを統合ネットワークルータに接続する必要がある。

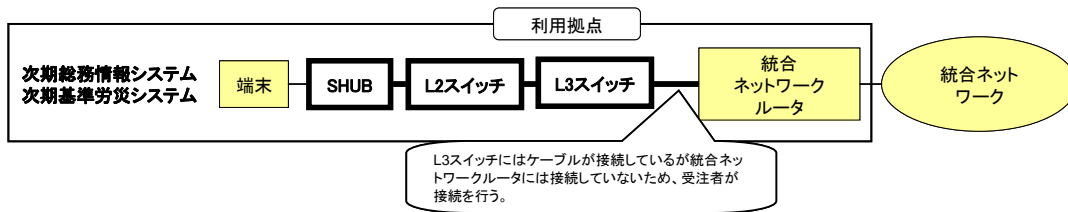


図 4.1-1 労働局における基本的な移行

(2) 受注者の役務

次期総務情報システムの移行は平成 20 年 6 月頃を予定しているため、それまでに各労働局において、L3 スイッチに接続されたケーブルを統合ネットワークルータに接続し、「5 テスト要件定義」に示したテストを実施すること。また、その後、次期総務情報システム及び次期基準労災システムの端末機器等が各労働局に導入される際は、受注者が立ち会い、両システムの端末等を利用した業務が正常に機能するよう労働局 LAN 運用保守業者として必要な技術支援を実施すること。体制上の位置付け及び役割については、「11.1 作業体制」を参照すること。両システムの端末機器等導入時期は、図 2.4-1 及び表 4.1-1 を参照のこと。

表 4.1-1 次期総務情報システム、次期基準労災システムの端末機器等導入時期

システム名	移行時期
次期総務情報システム	平成 20 年 6 月頃予定
次期基準労災システム	平成 20 年度予定

4.2. 次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムの導入に伴う移行要件

(1) 背景

次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムについては、図 4.2-1 の太点線で示す機器及びケーブル（SHUB、SHUB・L2 スイッチ間のケーブル、L2 スイッチ・L3 スイッチ間のケーブル）が敷設されていないため、次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムの端末機器が設置されるまでに LAN を敷設する必要がある。この LAN を敷設する業者（以下「敷設業者」という。）は、平成 20 年度に別途で調達する予定である。

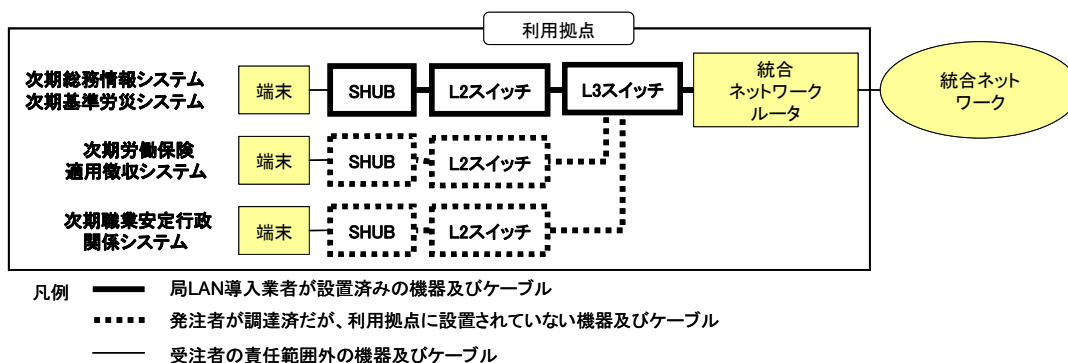


図 4.2-1 次期労働保険適用徴収システム、次期職業安定行政関係システムの導入に伴う移行

(2) 受注者の役務

受注者は、別途調達する敷設業者が図 4.2-1 の太点線で示す機器及びケーブルを L3 スイッチへ接続する際に、敷設業者からの依頼に応じて接続の立会いや管理対象機器の設定変更、不具合対応等を行うこと。また、次期労働保険適用徴収システム及び次期職業安定行政関係システムの端末機器等が各労働局に導入され、敷設した LAN に接続する際は、受注者が立ち会い、両システムの端末等を利用した業務が正常に機能するよう労働局 LAN 運用保守業者として必要な技術支援を実施すること。体制上の位置付け及び役割については、「11.1 作業体制」を参照すること。両システムの端末機器等導入時期は、図 2.4-1 及び表 4.2-1 を参照のこと。

表 4.2-1 次期労働保険適用徴収システム、次期職業安定行政関係システムの端末機器等導入時期

システム名	移行時期
次期職業安定行政関係システム	平成 20 年度末予定

システム名	移行時期
次期労働保険適用徴収システム	平成 21 年度予定

4.3. 地方厚生局が同居する労働局における移行要件

(1) 背景

各利用拠点においては、統合ネットワークルータと各システム側の機器を接続するにあたって、システムが複数であっても 1 本のリンクに集約した上で統合ネットワークルータへ接続することが、統合ネットワークの LAN 構築標準化基準により規定されている。地方厚生局は平成 20 年 4 月から統合ネットワークと接続する予定としているため、地方厚生局が同居する労働局において、労働局が統合ネットワークの利用を開始する平成 20 年 6 月の段階で、既に統合ネットワークと地方厚生局の LAN 機器が接続されており、納入機器を接続するポートが無い場合、管理対象機器を統合ネットワークルータに接続する際、LAN 機器の接続変更作業が発生する。地方厚生局と同居する労働局の所在については、別紙 1「都道府県労働局一覧」を参照のこと。また、移行作業の内容は図 4.3-1 を参照のこと。

(2) 受注者の役務

地方厚生局が同居する労働局において、受注者は地方厚生局のケーブルを統合ネットワークルータから外し、設置する L3 スイッチを統合ネットワークルータへ接続した上で、地方厚生局担当者及び統合ネットワーク担当業者と連携し、L3 スイッチに地方厚生局のケーブルを接続しなおすこと。本役務は「4.1 次期総務情報システム及び次期基準労災システムの導入に伴う移行要件」で示す移行を実施する際に、併せて実施すること。体制上の位置付け及び役割については、「11.1 作業体制」を参照すること。

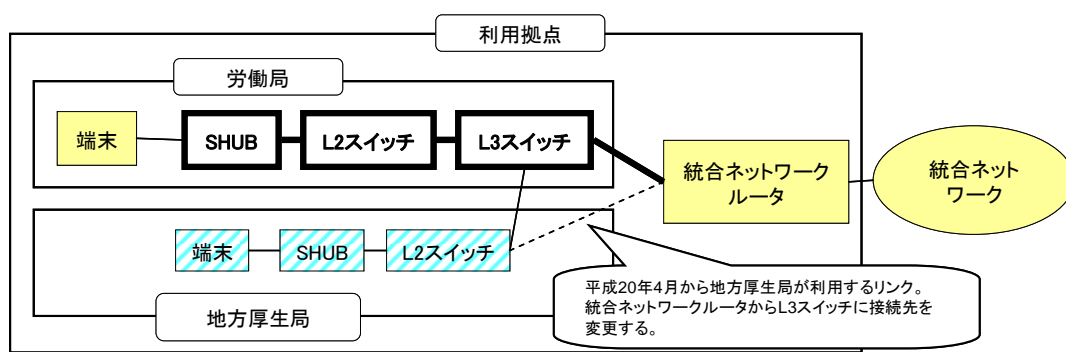


図 4.3-1 地方厚生局が同居する労働局ネットワーク概要図

4.4. 監督署又は安定所が同居する労働局における移行要件

(1) 背景

「4.3 地方厚生局が同居する労働局における移行要件」でも記述したとおり、利用拠点において統合ネットワークルータと各システム側の機器を接続するにあたっては、1本のリンクに集約した上で統合ネットワークルータへ接続する必要がある。このため、監督署又は安定所と同居する労働局については、平成20年6月以降に監督署又は安定所のLANが統合ネットワークへ接続する際、受注者の管理対象機器であるL3スイッチを介して接続することとなる。監督署又は安定所と同居する労働局の所在については、別紙1「都道府県労働局一覧」を参照のこと。また、移行の内容は図4.4-1を参照のこと。

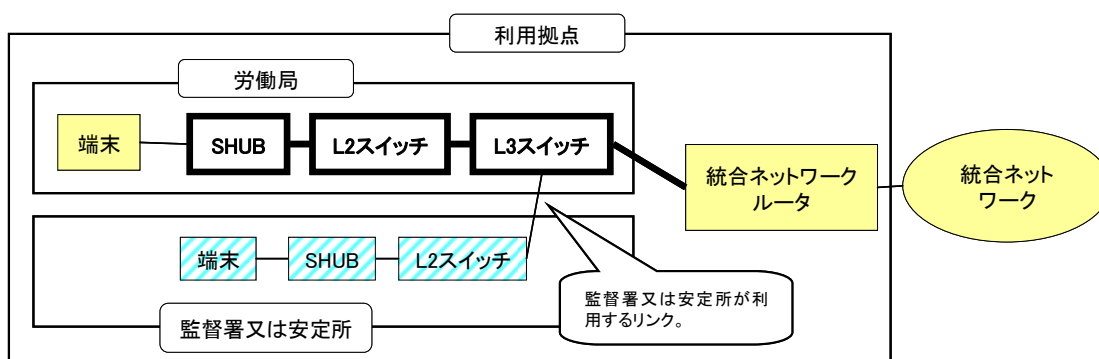


図 4.4-1 監督署又は安定所が同居する労働局ネットワーク概要図

(2) 受注者の役務

受注者は監督署又は安定所のLAN導入業者が移行を実施する際に、各システム担当者の依頼に応じて接続の立会いや管理対象機器の設定変更、不具合対応等を行うこと。体制上の位置付け及び役割については、「11.1 作業体制」を参照すること。移行時期については、図2.4-1及び表4.4-1を参照のこと。

表 4.4-1 各システムの導入時期

影響先	システム名	移行時期
監督署が同居する労働局	次期基準労災システム	平成20年度予定
	次期労働保険適用徴収システム	平成21年度予定
安定所が同居する労働局	次期職業安定行政関係システム	平成20年度末予定

5. テスト要件定義

「3 運用保守要件定義」に示す障害対応や各システムの機器構成の変更等の運用保守対応及び「4 移行要件定義」に示す各システムにおける統合ネットワーク接続にあたっての移行対応に伴い、受注者の管理対象機器の設定や配線を変更する場合、作業を全て完了した後、設計内容どおりに設定及び配線が完了しているか確認するための疎通確認を実施すること。また、疎通確認の結果については、障害対応や構成変更等に伴い作成する「作業実施報告書」にて発注者に報告すること。

6. 規模・性能要件

平成 19 年度の労働局 LAN 導入時に、労働局 LAN 導入業者に対して「6.1 規模要件」及び「6.2 性能要件」の要件を課している。受注者においても同様の要件を踏まえて、運用及び保守等の本役務を遂行すること。

6.1. 規模要件

(1) 導入機器台数

利用拠点に設置されている管理対象機器について、別紙 3「管理対象機器一覧」を参照のこと。また、管理対象機器に接続される各システムの端末機器数は別紙 4「接続機器一覧」を参照のこと。

(2) 利用拠点数

全国に 63 の利用拠点が存在する。詳細は、別紙 1「都道府県労働局一覧」を参照のこと。

6.2. 性能要件

通信トラフィック量は、発生するトラフィックが 1 拠点あたり最大でも 100Mbps に満たない事を想定しているため、各利用拠点 LAN の通信速度は、少なくとも 100Mbps に対応すること。また、LAN 機器のバックプレーン容量及びスイッチング速度は、この 100Mbps の通信速度を妨げる事の無い性能を有するものが導入されている。なお、この想定した通信トラフィック量は、最もトラフィックが集中する統合ネットワークとの接続点における、各システムの必要帯域を確認した結果として、100Mbps で十分との結論に達している。

7. 信頼性等要件

平成 19 年度の労働局 LAN 導入時に、労働局 LAN 導入業者に対して「7.1 信頼性要件」から「7.5 事業継続性要件」の要件を課している。受注者においても同様の要件を踏まえて、運用及び保守等の本役務を遂行すること。

7.1. 信頼性要件

(1) 可用性

機器及び回線の冗長化による可用性確保はしない。管理対象機器は利用拠点毎の稼働率が 99.9%を満たす製品とする。

(2) 完全性

障害等により導入機器の設定情報が消失した場合に備え、「2.8 納入成果物 (1) 納入成果物及び納入期限 表 2.8-1 項番 8」に示すとおり、適宜バックアップを取得する。

(3) 機密性

ログイン通信が盗聴されないよう、導入機器へのリモートログインにあたっては SSH による暗号化を実装する。

7.2. 拡張性要件

拡張性の方針として、別紙 4「接続機器一覧」に示した機器以外に、端末、サーバ及び LAN 機器が管理対象機器毎に 2 台まで増加することを想定しているため、管理対象機器毎に空きポートを 2 つ用意する。

7.3. 上位互換性要件

導入する機器等は最新版を基本とすること。

7.4. システム中立性要件

管理対象機器の設定情報及び設計書等の記述内容は、他の業者によって修正又は参照されることがあるため、LAN 機器及びケーブルについてはマーキングし、移設及び増設工事も容易に行えるよう LAN 機器の導入方法を配慮すること。また、納入する設計書を参照する事でネットワークの詳細を容易に把握でき、かつ修正・追記が容易に行える形式にすること。

また、従前または今後の調達における導入機器との相互接続性を確保するため、原則として国際規格及び日本工業規格等のオープンな規格に準拠していること。

7.5. 事業継続性要件

事業継続性の方針として、稼働時間帯は 24 時間 365 日、利用拠点毎の稼働率は 99.9%とするサービスレベル要件を課すため、納入機器は当方針を踏まえた製品とすること。なお、詳細は「10 SLA (サービスレベル協定)」にて具体的に示しているため参照すること。

8. 情報セキュリティ要件

平成 19 年度の労働局 LAN 導入時に、労働局 LAN 導入業者に対して「8.1 権限要件」及び「8.2 情報セキュリティ対策」の要件を課している。受注者においても同様の要件を踏まえて運用及び保守等の本役務を遂行すること。

8.1. 権限要件

受注者は表 8.1-1 のとおり権限を設定すること。また、端末や LAN 機器等の不正接続を排除するため、各システムが必要であれば統合ネットワークが提供する検疫システムを利用可能な構成とすること。

表 8.1-1 利用者とアクセス権限

項番	機能	利用者の区分	アクセス権	補足
1	導入機器 管理機能	受注者	更新可	管理対象機器の設定変更等、管理作業の実施を想定

8.2. 情報セキュリティ対策

表 8.2-1 リスクと対策

項番	リスク区分	リスクの概要と対策
1	不正ログイン	受注者以外の者がログインして、管理者権限により不正に機器の設定を変更されることのないよう、パスワードによる認証機能を利用する。
2	リモートログイン通信の盗聴	受注者が機器にリモートログインをする際、その通信を盗聴され、管理者パスワード及び設定情報が漏洩しないよう、SSH によるリモートログイン通信の暗号化を利用する。

9. 情報システム稼働環境

9.1. 全体構成

受注者に係る役務の範囲における全体構成は、図 2.7-1、図 2.7-2 及び図 2.7-3 を参照のこと。

9.2. ネットワーク構成

ネットワーク構成及び管理対象機器については、参加表明業者へ別途提供する「基本設計書」及び別紙 3「管理対象機器一覧」を参照のこと。

10. SLA（サービスレベル協定）

10.1. 都道府県労働局における LAN に対するサービスレベル協定

各システムにより提供されるサービス及び本書に定められた受注者の役務については、高い品質が維持されることが必要である。厚生労働省が求める品質を確保するための指標が下記に示す SLA の各項目であるため、これらの条件を満たすために必要な体制を整備すること。

10.1.1. SLA を評価するうえでの前提条件

SLA を評価するうえでの範囲や評価プロセスといった前提事項を、以下の各表にて示す。

表 10.1-1 サービスレベル評価時間定義

前提事項	説明	条件
サービス提供時間	定期保守や法定停電時間による停止時間を除く各システムが利用される時間	24 時間 365 日
稼働監視サービス提供時間	管理対象機器の稼働監視を行う時間帯。ただし、監視により異常を検知した場合の報告は保守サービス提供時間内に行うことでよい。	24 時間 365 日
保守サービス提供時間	利用拠点での機器の修理・交換等の保守対応サービスが提供される時間	原則として開庁日の 8:30~18:00 (緊急の際は発注者と協議の上で個別対応可能であること)

表 10.1-2 サービスレベルに関する報告

前提事項	説明	条件
サービスレベル報告	SLA 項目における達成状況を報告する。なお、報告時には、報告内容を裏付ける資料の添付を必須とする。	四半期に一度
作業状況報告	上記「サービスレベル報告」で提案される改善案の実施状況及び改善結果についての報告。	適宜、必要に応じて
資産棚卸	管理対象機器については、毎年 1 回以上の定期点検を行い、仕様書等の最新化を実施する。	年 1 回

表 10.1-3 SLA 監査及びその結果に対する対応

前提事項	説明	条件
SLA 内部監査報告	本調達に直接関わらない受注者内の品質管理部門等の第三者に、SLA 報告内容について監査報告させることにより、内容の正当性を担保する。	年 1 回

10.1.2. セキュリティ対策に関する SLA 項目

セキュリティ対策は厚生労働省においての最重要課題の 1 つであるため、SLA 項目を設定する。

表 10.1-4 セキュリティ対策に関する SLA 項目

項番	SLA 項目	説明	条件
1	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 発注者が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、厚生労働省情報セキュリティポリシーを遵守し、万全のセキュリティ対策を実施しているか。 	セキュリティ事故件数 0 件

項番	SLA 項目	説明	条件
2	脆弱性の公表から報告までのリードタイム	<ul style="list-style-type: none"> ● 受注者の管理対象機器に関する脆弱性報告が、ベンダ等より公表された時間から、影響分析を行った後、発注者及び影響を受ける各システム担当者へ報告するまでの時間のこと。 ● ベンダ等が公表した時間とは、ベンダ等がもっとも早く情報を公開する時間とする。つまり、英語情報と日本語情報を発信しているベンダでは、原文情報が公開された時間を基準時間とする。メールの配信サービスを行っているベンダであれば、その配信時刻が基準時間となり、サイトのみでの情報公開であれば、そのサイトへ掲載された時刻とする。なお、対象機器毎に情報入手方法を明確にすること。 ● 1ヶ月間における平均値とし、以下の式より算出する。 $\text{リードタイム} = \frac{\text{1ヶ月の総リードタイム}}{\text{1ヶ月の総脆弱性の公表件数}}$ ● 連絡を試みたが、発注者及び影響を受ける各システム担当者の都合等やむを得ない理由により連絡を取ることができなかった場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。 	ベンダ等からの公表後、第一報を 24 時間以内

項番	SLA 項目	説明	条件
3	コンピュータウイルス/ワームの公表から報告までのリードタイム	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の管理対象機器に影響を及ぼす可能性があるコンピュータウイルス/ワーム等の報告を、ウイルス対策ベンダが公表した時間から、影響分析を行った後、発注者へ報告するまでの時間のこと。 ウイルス対策ベンダが公表した時間とは、ウイルス対策ベンダがもっとも早く情報を公開する時間とする。つまり、英語情報と日本語情報を発信しているベンダでは、原文情報が公開された時間を基準時間とする。メールの配信サービスを行っているベンダであれば、その配信時刻が基準時間となり、サイトのみでの情報公開であれば、そのサイトへ掲載された時刻とする。なお、情報入手先を明確にすること。 1ヶ月間における平均値とし、以下の式より算出する。 $\text{リードタイム} = 1 \text{ ヶ月の総リードタイム} \div 1 \text{ ヶ月の総ウイルス/ワーム公表件数}$ 連絡を試みたが、発注者の都合等やむを得ない理由により連絡を取ることができなかった場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。 	ウイルス対策ベンダの公表後、第一報を24時間以内

10.1.3. 運用保守に関する SLA 項目

スイッチや SHUB 等の LAN 機器、ネットワークケーブルの全てをまとめて1つの評価単位として取り扱う。なお、いずれの SLA 項目についても、保守サービス提供時間外の時間帯については評価の対象から除外する。

表 10.1-5 運用保守に関する SLA 項目

項番	SLA 項目	説明	条件
1	障害通知時間	<ul style="list-style-type: none"> 監視により障害を検知してから、障害状況を発注者及び障害により影響のある各システム担当者に最初に通知するまでの時間のことである。 1ヶ月間における平均値とし、以下の式より算出する。 $\text{障害通知時間} = \frac{\text{1ヶ月の総障害通知時間}}{\text{1ヶ月の総障害件数}}$ 発注者及び障害により影響のある各システム担当者に連絡を試みたが、連絡を取ることができなかった場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。 	15分以内
2	障害切り分け作業時間	<ul style="list-style-type: none"> 障害切り分け作業時間とは、各システム担当者から障害に関する問合せがあった場合に、その原因が受注者の管理対象機器側にあるのかを判断し、発注者及び影響を受ける各システム担当者に連絡するまでの時間のことである。 1ヶ月間の平均値とし、以下の式より算出する。 $\text{障害切り分け作業時間} = \frac{\text{1ヶ月の総障害切り分け作業時間}}{\text{1ヶ月の総障害件数}}$ 発注者及び障害により影響のある各システム担当者に連絡を試みたが、連絡を取ることができなかった場合及びケーブル障害であることが判明した場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。 	30分以内

項番	SLA 項目	説明	条件
3	障害復旧通知時間	<ul style="list-style-type: none"> • 障害復旧通知時間とは、障害が復旧してから、その結果を発注者及び障害により影響のあった各システム担当者にメールにより通知・連絡するまでの時間のことである。 • 1ヶ月間における平均値とし、以下の式より算出する。 $\text{障害復旧通知時間} = \frac{\text{1ヶ月の総障害復旧通知時間}}{\text{1ヶ月の総障害件数}}$ • 発注者及び障害により影響のあった各システム担当者に連絡を試みたが、連絡を取ることができなかった場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。 	30分以内
4	利用拠点毎の稼働率	<ul style="list-style-type: none"> • 稼働予定時間に対して実際に稼働した時間（稼働時間）の割合であり、下記の算式により利用拠点毎に算出する。 • $\text{稼働率 (\%)} = (1 - \frac{\text{1ヶ月の停止時間}}{\text{1ヶ月の稼働予定時間}}) \times 100$ • 管理対象機器は利用拠点毎の稼働率が右記の条件を満たすことを前提としたものを労働局 LAN 導入業者が導入している。 • 稼働予定時間とは、計画停電または各システムにおける定期保守など、事前に計画した停止時間を除く、1ヶ月に稼働すべき時間である。 • 停止時間とは、計画外にいずれかのシステムが停止していた時間、あるいは多数の利用者が利用できない状態にあった時間を指し、障害からの本格復旧のために必要になった停止時間、人為的なミスにより発生した停止時間等を含む。 • 発注者側に責任があることが確認できた場合は停止時間として取り扱わない。 	それぞれ 99.9%以上

項番	SLA 項目	説明	条件
5	平均故障復旧時間 (MTTR)	<ul style="list-style-type: none"> 平均故障復旧時間とは、受注者もしくは各システム担当者における障害の一次切り分けの結果、障害の原因が受注者の管理対象機器の故障にあると判明した、もしくはその旨通知を受けた時刻から故障が復旧（代替機器も可）した時刻までに要した時間の、1ヶ月間における平均値である。 平均故障復旧時間は、下記の算式により利用拠点毎に算出する。 $\text{平均故障復旧時間} = \frac{\text{1ヶ月の総故障復旧時間}}{\text{1ヶ月間の総故障件数}}$ 発注者側もしくは労働局 LAN 導入業者に責任があることが確認できた場合には、故障復旧時間計算の対象から除外する。ただし、発注者の指示に従い、故障復旧を支援すること。 	平均 8 時間以内

10.2. SLA 遵守に関する規定

10.2.1. 基本的な考え方

四半期ごとに SLA 達成状況の評価を行い、達成できなかった SLA 項目があった場合には、発注者と協議のうえ改善策を検討し実施すること。

当評価サイクルは、契約期間を通じて継続して行う。

10.2.2. SLA 評価時期

SLA の遵守については、本番運用を開始した月以降を評価時期とする。ただし、本項で規定する改善策の検討・実施が必須となるのは第 2 四半期（平成 20 年 7 月）からの開始とする。

10.2.3. SLA 達成度合いの指標

受注者は表 10.1-4 及び表 10.1-5 に示す各 SLA 項目に対する達成状況を月単位で評価し、それらを 3ヶ月毎に実施する「サービスレベル報告会」において、3ヶ月分を集計した結果を発注者に報告すること。なお、報告にあたっては、表 10.1-5 の項番 4 について、利用拠点毎に個別の SLA 項目として評価する点に注意すること。受注者から報告される毎月の SLA 達成状況に、改善提案等の内容を加味した上で、受注者と発注者の協議に基づいて当該期間分の SLA の達成度合いを確定する。

表 10.2-1 SLA 達成度合いの指標

達成度合い	条件
A	全 SLA 項目で指定条件達成
B	指定条件を達成できない SLA 項目が 3 ヶ月の合計 SLA 項目数全体のうち 5%未満
C	指定条件を達成できない SLA 項目が 3 ヶ月の合計 SLA 項目数全体のうち 5%以上 10%未満
D	指定条件を達成できない SLA 項目が 3 ヶ月の合計 SLA 項目数全体のうち 10%以上

10.2.4. SLA 達成度合い向上のための措置

SLA 未達成項目がある場合、受注者は以下に示すような措置により、達成度合いの向上に努めること。

(1) 無償による対応

受注者の責により SLA が遵守できなかった場合、その改善策（手続き見直し、仕組み・ツールの導入、試験・検証など）の検討・実施を必須とし、必要とする作業は受注者の負担により無償で行うこと。

(2) 体制の見直し、主要担当者の常駐化

「達成度合い C」以下の状況においては、受注者は主要担当者（責任者及び補佐など）を本契約以外の業務に従事させてはならない。

10.2.5. サービスレベルの達成が困難な状況が続く場合の措置

サービスの品質が著しく低く、改善が期待できない場合等においては、契約にもとづき、別途損害賠償を請求することがある。

11. 作業の体制及び方法

11.1. 作業体制

本役務における作業体制を図 11.1-1 に示す。

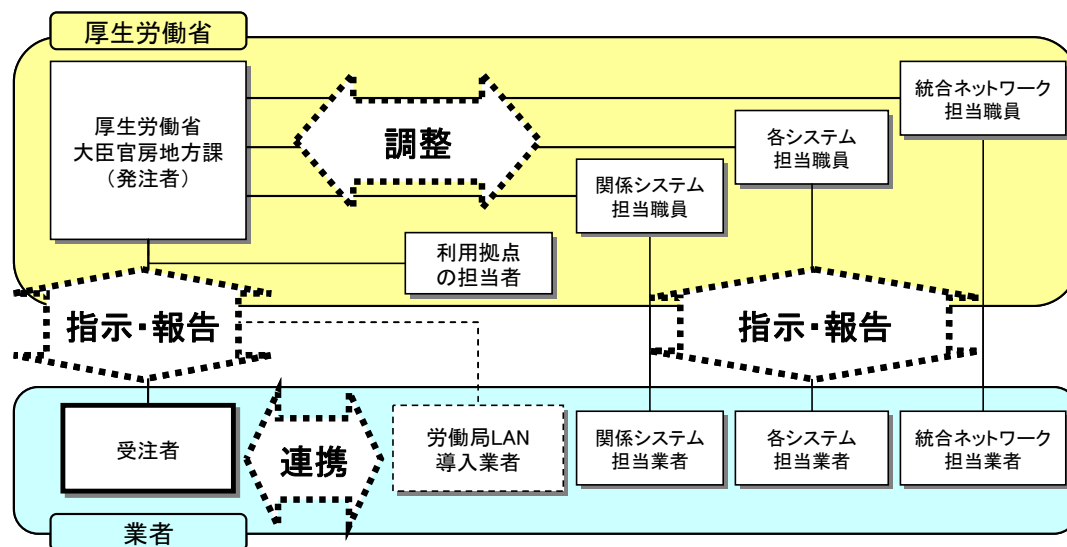


図 11.1-1 作業体制図

図 11.1-1 における各システム担当業者とは、次期総務情報システム、次期労働保険適用徴収システム、次期基準労災システム及び次期職業安定行政関係システムに係る設計・開発、運用、ハードウェア保守等を行う業者の総称である。

また、関係システム担当業者とは、監督署 LAN 導入保守業者及び安定局 LAN 導入保守業者を指す。

なお、労働局 LAN 導入業者とは、平成 19 年度に労働局 LAN の導入を行った業者を指し、平成 20 年度以降発注者と契約関係にないものの、平成 21 年 3 月末までは、労働局 LAN に対して瑕疵担保責任を持つ業者であるため、この業者との連携にあたっては、原則的に発注者を介して連携作業の調整を行うこととする。

(1) 本役務における役割分担

本役務における主な役割分担を表 11.1-1 に示す。

表 11.1-1 役割分担

体制	主な役割	備考
発注者	<ul style="list-style-type: none"> 運営主体として本役務における意思決定及び最終承認を行う。 受注者への指示、管理を行う。 統合ネットワーク担当職員、関係システム担当職員、各システム担当職員及び利用拠点担当者との調整及び連絡の窓口を担う。 	2名程度
利用拠点の担当者	<ul style="list-style-type: none"> 利用拠点の責任者として、利用拠点で行われる受注者の作業の管理を行う。 受注者が利用拠点において保守作業「3.3 保守要件定義」や移行作業「4 移行要件定義」を遂行する際は、受注者からの作業開始及び終了の報告を受ける。 	利用拠点毎に配置
受注者	<ul style="list-style-type: none"> 労働局及びセンタ的拠点にて、労働局 LAN を安定的に稼働させるための運用及び保守を実施する。 労働局 LAN が統合ネットワークに接続するための移行対応を実施する。 運用及び保守、移行作業を実施する際には、発注者を通じて、各システム、関係システムとの担当職員、担当業者と作業手順等を調整する。また、作業実施時には各システム、関係システムの担当業者と連携をとる。 詳細は、「2.6 役務概要」を参照のこと。 	—
統合ネットワーク担当職員	<ul style="list-style-type: none"> 統合ネットワーク担当業者の管理を行う。 統合ネットワークと労働局 LAN の接続及び障害対応等の連携に伴う必要な調整を発注者又は受注者と実施する。 	—
統合ネットワーク担当業者	<ul style="list-style-type: none"> 統合ネットワークの設計、開発、運用、保守等を担当する。 発注者又は受注者と協議し、労働局 LAN の運用保守及び移行にあたって必要となる統合ネットワーク側の作業を実施する。作業実施にあたっては、受注者と連携をとる。 労働局における統合ネットワークの業務に異常が発生した際は、その原因を究明し、統合ネットワーク側に問題があれば復旧に必要な対応を実施する。 	—

体制	主な役割	備考
各システム担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 各システム担当業者の管理を行う。 ● 各システムと労働局 LAN の接続及び障害対応等の連携に伴う必要な調整を発注者又は受注者と実施する。 	—
各システム担当業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 各システムの設計、開発、運用、保守等を担当する。 ● 発注者又は受注者と協議し、労働局 LAN の運用保守及び移行にあたって必要となる各システム側の作業を実施する。作業実施にあたっては、受注者と連携をとる。 ● 労働局における各システムの業務に異常が発生した際は、その原因を究明し、各システム側に問題があれば復旧に必要な対応を実施する。 	—
関係システム担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係システム担当業者の管理を行う。 ● 関係システムと労働局 LAN の接続及び障害対応等の連携に伴う必要な調整を発注者又は受注者と実施する。 	—
関係システム担当業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係システムの設計、開発、運用、保守等を担当する。 ● 発注者又は受注者と協議し、労働局 LAN の運用保守及び移行にあたって必要となる関係システム側の作業を実施する。作業実施にあたっては、受注者と連携をとる。 ● 労働局における関係システムの機能に異常が発生した際は、その原因を究明し、関係システム側に問題があれば復旧に必要な対応を実施する。 	—
労働局 LAN 導入業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 19 年度に労働局 LAN の導入作業を行う。 ● 平成 19 年度に納入した物品に対して、平成 21 年 3 月末まで瑕疵担保責任を負う。 ● 管理対象機器に障害が発生した際に、その原因について労働局 LAN 導入業者の瑕疵担保責任と認められる場合は、設定の修正及び機器の交換等の対処を実施し、受注者と連携して労働局 LAN を復旧する。 	

(2) 受注者と連携先業者の連携作業

表 11.1-2 受注者と連携先業者の連携作業

連携先業者	連携作業内容
統合ネットワーク担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方厚生局が同居する労働局においては、地方厚生局 LAN を労働局 LAN へ接続するにあたり、地方厚生局 LAN の担当職員及び統合ネットワーク担当者と連携して、設定、接続及び疎通確認等の作業を行う。 ● 労働局 LAN を統合ネットワークルータに接続する際に、接続手順、移行手順等について調整を行う。 ● 労働局 LAN 側で障害を確認し、その原因の切り分けを行った結果、労働局 LAN に障害が無い場合、統合ネットワーク担当業者に適宜報告する。 ● 統合ネットワーク側で障害を確認した場合、統合ネットワーク担当者からの依頼により、労働局 LAN の障害有無を確認した上で原因を切り分け、統合ネットワーク担当業者に適宜報告する。
各システム担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 各システムの端末及びプリンタ等の機器が労働局 LAN に接続する際に、作業の立会いや必要に応じて設定変更作業を行う。 ● 労働局 LAN 側で障害を確認した場合、各システム担当業者に影響及び状況等を報告し、復旧に向けて連携する。 ● 各システム側で障害を確認した場合、各システム担当者からの依頼により、労働局 LAN の障害有無を確認した上で原因を切り分け、各システム担当業者に適宜報告する。
関係システム担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督署又は安定所が同居する労働局においては、監督署又は安定所の LAN が、受注者の管理する労働局 LAN へ接続するにあたり、監督署 LAN 導入保守業者又は安定局 LAN 導入保守業者の依頼に応じて接続の立会いや管理対象機器の設定変更、不具合対応等を行う。 ● 労働局 LAN 側で障害を確認した場合、関係システム担当業者に影響及び状況等を報告し、復旧に向けて連携する。 ● 関係システム担当側で障害を確認した場合、関係システム担当者からの依頼により、労働局 LAN 側の障害有無を確認した上で原因を切り分け、関係システム担当業者に適宜報告する。

連携先業者	連携作業内容
労働局 LAN 導入業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用保守開始前に現地確認をした際に、LAN の導入状況と設計書の内容に齟齬がある等の問題があった場合、受注者は運用保守の妨げとならないよう発注者又は労働局 LAN 導入業者に確認する。 ● 障害の原因が、労働局 LAN 導入業者の過失を起因とする場合は、労働局 LAN 導入業者が復旧対応するため、受注者が情報提供及び作業支援を実施する。

(3) 受注者の組織

受注者は、以下の条件を満足すること。

- ア. 全国規模のネットワーク保守の実績があること。
- イ. 電気通信工事業又は電気工事業の免許を取得していること。

(4) 受注者の責任者

受注者は、作業に先立ち責任者 1 名を配置し、本役務を履行できる体制を設け、発注者の了承を得ること。

ただし、受注者の責任者は以下の条件を満足し、本役務に専任で参画すること。

- ア. 全国規模のネットワーク保守の経験があること。
- イ. プロジェクトマネージャ等のプロジェクト管理関連資格またはそれに準ずる知識を有すること。

(5) 受注者の担当者

受注者の体制には以下の条件を満足した担当者を少なくとも 1 名は配置し、本役務に専任で参画すること。

- ア. ハードウェア等のシステム基盤の導入・パラメータ設定・性能等に関する見識・スキル・経験を持っていること。
- イ. 全国規模のネットワーク保守の経験があること。

(6) 体制変更

作業体制に変更があった場合は、その旨を発注者に報告するとともに、書面による承認を得ること。

(7) 関連業者や利用拠点担当者との連絡

受注者が利用拠点の担当者や各システム担当者、関係システム担当業者等、発注者以外と連絡する場合は、発注者を介した上で行うこと。ただし、障害報告等、「3 運用保守要件定義」にて各システム担当者等に直接連絡することが定められている場合は、これに従うこと。

11.2. 運用保守方法

受注者が管理対象機器の設定変更や各種仕様書/手順書等を修正する場合は、事前に「運

用保守計画書」で作業計画を策定し、発注者の承認を得てから実施すること。

11.3. 瑕疵担保責任

受注者の契約時には管理対象機器の瑕疵担保責任は労働局 LAN 導入業者が負っている。ただし、受注者の契約期間中に受注者の責任で管理対象機器が故障した場合、代替機器を受注者が購入し、1年間の瑕疵担保責任を負うこととする。受注者の負担で機器を購入する場合は、別紙2「機器要件」に従い、適切な機器を納入すること。

なお、詳細については別に締結する契約書の定めに従うこと。

12. 特記事項

12.1. 契約条件

12.1.1. 契約期間

契約締結時から平成 24 年 3 月 31 日まで。

12.1.2. 支払方法

本調達の運用保守及び移行等を含む全ての役務に係る費用（保守により交換する機器等の物品を含む。）を、契約期間中、四半期ごとに支払うこととする。

12.2. 再委託

本役務の全部について第三者に再委託することを禁止する。

本役務の一部について、再委託を希望する場合、受注者は、事前に発注者と協議し、書面による了承を得ること。その際、受注者は、再委託先業者名、再委託の内容、提供する情報の内容、再委託先の管理方法及び当該再委託をする予定の業務量、内容等を具体的に記載した文書を提出すること。なお、再々委託を希望する場合も同様の手続を履践すること（ただし、再委託業務の全部を再々委託することは禁止する。）。

12.3. 責任の所在

受注者が新規購入する機器について、物品の製造会社の如何に関わらず、受注者が最終責任を負うこととし、自社製品以外の場合もこれを受注者と製造者間の契約等により担保すること。なお、製造者からのサポートを確実に受けられる体制を構築すること。

12.4. 著作権等

- (1) 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、受注者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、発注者が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 47 条の 2 の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。

- (2) 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に発注者へ報告し、承認を得ること。
- (5) 本件に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受注者の責任、負担において一切を処理すること。発注者は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力処置を講ずる。
- (6) 本件に定める納入物の所有権は、本件に定める契約金額の支払いが完了した日を以って、発注者に移転するものとする。

12.5. 秘密の保持

受注者は本役務に係り知り得た厚生労働省の機密事項や他の企業及び個人の営業秘密について、守秘義務を遵守するものとする。詳細については、別に締結する契約書の定めに従うこと。

また、参加表明業者のうち受注者以外の業者であっても、参加表明業者に提供する閲覧資料等で知りえた情報の守秘義務を遵守する誓約書を発注者へ提出すること。

12.6. 遵守事項

(1) 省内規定

受注者が実施する設置作業等において、厚生労働省内の作業場所を使用する場合は、発注者と協議の上、発注者が規定する必要な手続きを実施し、承諾を得なければならない。

(2) 一般規定

民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(3) 作業場所

事前に発注者と協議し、許可を受けた場所のみで作業を実施すること。

(4) 厚生労働省全体管理組織（PMO）からの指導・助言等

厚生労働省全体管理組織（PMO）が担当課室に対して指導・助言等を行った場合は受注者もその方針に従うこと。

(5) 方針の遵守

電子政府推進計画等の方針（今後出されるものを含む）に従うこと。

(6) セキュリティポリシーの遵守

厚生労働省情報セキュリティポリシー、労働局総務情報システム情報セキュリティ対策実施手順及び今後策定予定としている労働局庁舎内LAN情報セキュリティ対策実施手順を遵守すること。

12.7. 入札制限

本調達の実行業務においては、高い能力・実績及び関連知識を必要とすることから、参加者は以下の条件を満たす者に限ることとする。

- (1) 品質管理体制についてISO9001：2000の認証を取得している者であること。
- (2) プライバシーマーク付与認定、JIS Q 27001、及びISO/IEC 27001のいずれかを取得していること。
- (3) 情報システムの調達の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規程する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。
 - ア. 厚生労働省CIO補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者。
 - イ. 調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう）。

12.8. 連絡先

本調達仕様書に関する連絡先は、以下のとおりである。

担当 厚生労働省大臣官房地方課情報係

TEL 03-5253-1111（内線：7276）

13. 妥当性証明

調達担当課室の長

大臣官房地方課長 及川 桂

14. 別紙

14.1. 都道府県労働局一覧

14.2. 機器要件

14.3. 管理対象機器一覧

14.4. 接続機器一覧